



— 補助申請の手引き —

鹿屋市立地適正化計画に定める居住誘導区域内等に定住するために、住宅を新築または購入した方に対し、取得に要した経費の一部を補助します。

【本事業に関する問い合わせ窓口・書類の提出先】

名 称：鹿屋市役所本庁4階 建設部建築住宅課 建築係

住 所：〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

電 話：（直通）0994-31-1129

受 付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
9：00～17：00（12：00～13：00を除く）

ホームページ：住宅行政のページ

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kenchikukakari/kurashi/tochi/kenchiku/connpakutocity.html>

【注意事項】

- 1 募集期間等は、本市ホームページでお知らせしますので、補助金交付申請前に必ずご確認ください。
- 2 補助金交付申請の提出期限は、住宅取得後1年以内です。
- 3 補助金請求の期限は、確定通知書が交付されてから当該年度以内とします。
- 4 現行制度による補助事業は本年度で終了予定です。（来年度以降は未定）
- 5 提出書類は必ず控えのコピーをとり、お手元に保管してください。
- 6 書類の提出方法は、窓口を持参のみとします。

1. はじめに	3
2. 補助申請の要件	
（1）補助対象者について	4
（2）補助対象住宅について	4
（3）用語の定義について	5～6
3. 補助メニュー	
（1）基本額	7
（2）加算額	7
4. 手続きの流れ	
（1）受付期間	8
（2）申請時に必要な書類	8
（3）申請の流れ	9
（4）補助金の交付決定及び額の確定	9
（5）補助金の請求	9
5. 申請フロー（新築住宅を建設する場合）	10
6. 様式記入方法	
（1）第1号様式（申請書の記入例）	11～12
（2）第2号様式（誓約書の記入例）	13
（3）第5号様式（請求書の記入例）	14
7. 居住誘導区域内等について	
（1）居住誘導区域について	15
（2）地域生活拠点維持区域について	16～19
8. Q&A	20～21



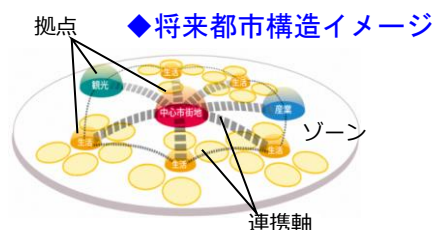
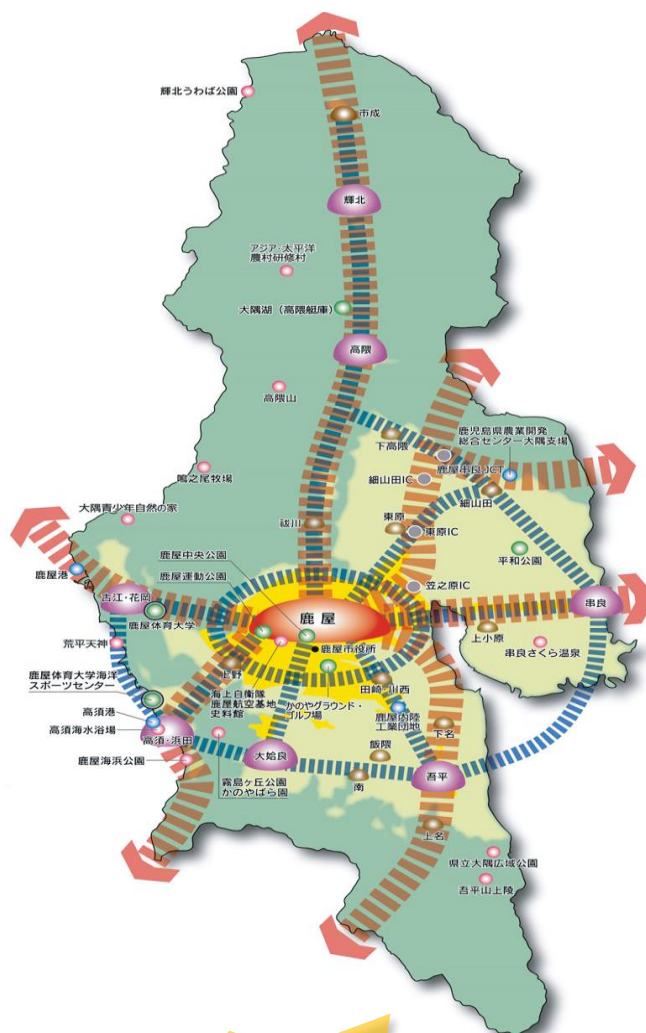
1. はじめに

背景と目的

人口減少と高齢化が進む中、今後の鹿屋市のまちづくりにおいて、高齢者や子育て世代が安心できる健康で快適な生活環境の実現や、財政面・経済性において持続可能な都市経営を行うことが求められています。

将来にわたり持続可能で暮らしやすい「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向けて、鹿屋市立地適正化計画に定めている居住誘導区域及び地域生活拠点維持区域内（以下「居住誘導区域内等」といいます。）への移住・定住を促進するため、自ら居住するために住宅を取得するものに対し支援を行い誘導を図ります。

更に、本市における施策について一層の推進を図るため、住宅取得者が、市外からの移住者(転入者)や子育て世帯等の場合は、助成費用に一定の加算を行う仕組みとします。



最大100万円補助

新婚世帯・子育て世帯
(高校生以下同居等)
又は高齢者世帯への支援



長期優良住宅又は
低炭素住宅等の
認定



コンパクトシティの推進
居住誘導区域内等への移住・定住
《基本補助額》
(新築住宅・中古住宅の取得)



空き家の利活用
(空き家バンクに登録された物件)



市外からの移住

2. 補助申請の要件

(1) 補助対象者について

次の①～⑨をすべて満たす方が対象となります。なお、要件となる基準日は補助金交付申請の日となります。

- ① 自らの居住の用に供するため、居住誘導区域内等に住宅（以下「専用住宅等」といいます。）の新築又は購入（建売住宅、中古住宅を含む）を行う方。
- ② 取得する専用住宅等が、不動産登記法に基づく登記を行っているもの、及び当該住宅に世帯員全員が住民登録を行っている方。
- ③ 市税の滞納がない方。
- ④ 取得した専用住宅等に引き続き5年以上居住することができる方。
- ⑤ 専用住宅等を取得して1年以内に申請ができる方。
- ⑥ 居住誘導区域等に、取得した専用住宅等とは別の専用住宅等を所有していない方。
- ⑦ 暴力団又は暴力員でない方、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない方。
- ⑧ 補助を受けようとする専用住宅等について、市の同様な他の助成制度に基づく補助を受けていない方。

※市の同様な補助制度等：鹿屋市結婚新生活支援事業補助金（新婚世帯）

(2) 補助対象住宅について

※以下の住宅は対象となりません

- ① 昭和56年5月31日以前に建築又は着工された集合住宅。(旧耐震住宅)
- ② 昭和56年5月31日以前に建築又は着工された住宅。ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項に規定する耐震診断を受け、耐震性を有した住宅については対象となります。
- ③ 昭和56年6月1日以降に建築又は着工された住宅のうち、建築又は着工時において建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しない住宅。(違反建築物)
- ④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内にある住宅。

2. 補助申請の要件

(3) 用語の定義について

① 居住誘導区域内等

居住誘導区域内等は、鹿屋市立地適正化計画に定める区域で以下のものです。

対象となる区域	地 区
居住誘導区域内	市街地（向江・本町外）、西原方面、寿方面、笠之原の一部外
地域生活拠点維持区域内	各総合支所・出張所・小学校を中心とする地域

② 取得

専用住宅等を新築又は購入し、当該住宅の所有権の保存の登記又は所有権の移転の登記を行うことをいいます。

③ 取得日

取得した専用住宅等の建物の登記事項証明書の権利部（甲区）の表中受付年月日の欄に記載されている日をいう。

④ 専用住宅

専ら人の居住の用に供するもので、延べ面積が50㎡以上の一戸建ての住宅又は分譲マンションの占有する部分をいいます。ただし、別荘など一時的に使用するもの、賃貸又は販売等営利を目的とするものは除きます。

⑤ 併用住宅

同一建築物内に居住の用に供する部分及び店舗、事務所等事業の用に供する部分が併存している住宅で、居住の用に供する部分が過半以上であり、かつ、居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上のものをいいます。

⑥ 専用住宅等

専用住宅又は併用住宅をいいます。

⑦ 新築住宅

建物の登記事項証明書の表題部の表中新築の年月日から起算して1年を経過していない専用住宅等をいいます。

⑧ 中古住宅

居住の用に供したことがある専用住宅等又は建築工事の完了の日から起算して1年を経過した専用住宅等住宅をいいます。

⑨ 建売住宅

販売を目的として新たに建築された専用住宅等をいいます。

⑩ 転入者

転入する日以前1年以内に本市の住民基本台帳に登録されていない者であって、市内の専用住宅等を取得し、本市に移住及び定住を目的として、他の市区町村から本市に転入し、本市の住民基本台帳に登録されているもの（転入した日から専用住宅等を取得するまでの間、一時的に市内の別の住所に居住していた者であって、転入した日から2年を経過していないものを含む。）をいいます。

⑪ 新婚世帯

申請日前1年以内に婚姻届を提出し、受理された夫婦（再婚の場合を含み、夫婦ともに39歳以下の者をいいます。）をいいます。

2. 補助申請の要件

⑫ 子育て世帯

高校生以下の子ども（就学している者又は未就学児（出産予定の子どもで、母子健康手帳等で出産予定であることが確認できるものを含む。））が同居している世帯（出産予定の子どもの場合にあっては、出産後に同居する予定である世帯）をいいます。

⑬ 高齢者等世帯

65歳以上の高齢者又は4級以上の身体障害者手帳、3級以上の精神保健福祉手帳若しくはB1以上の療育手帳の交付を受けている者（以下これらを「身体障害者手帳等所持者」という。）が同居している世帯をいいます。

⑭ 認定長期優良住宅等（以下の認定を受けた住宅をいいます）

認定書	法 律
認定長期優良住宅	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項
認定低炭素住宅	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項
性能向上計画認定住宅	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項

⑮ 鹿屋市空き家バンク登録住宅

鹿屋市空き家等情報登録制度実施要綱第4条第2項の登録を受けた住宅をいいます。

3. 補助メニュー

補助金の交付額は、次のとおりです。

(1) 基本額

基本項目	定 義	補助額
新築住宅の取得 (建売住宅の購入も含む)	建物の登記事項証明書の表題部の表中新築の 年月日から1年を経過しないもの	30万円
中古住宅の取得	上記以外のもの	20万円

(2) 加算額

下記内容に該当すれば基本額にさらに加算を行います。

加算項目	内 容	加算補助額
転入者	市外から定住を目的として移住する世帯 (本市に移住して2年以内の世帯)	30万円
新婚世帯	婚姻届けの受理から1年以内の夫婦の世帯	20万円
子育て世帯	高校生以下の子どもが同居している世帯	
高齢者等世帯	65歳以上の高齢者等	
認定長期優良住宅等	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅 性能向上計画認定住宅	
鹿屋市空き家バンク登録住宅	鹿屋市空き家バンクに登録された住宅	10万円

※ 補助金の額の合計は、100万円を上限とします。

※ 補助金を交付する回数は、1補助対象者につき、1回限りです。

※ 補助金上限額が住宅の取得に要した費用を超える場合は、住宅の取得に要した費用の額を限度とします。

(例)

※

子育て世帯の転入者が居住誘導区域内に、認定長期優良住宅の専用住宅を新築した場合

- ・基本額 30万円（新築住宅）
- ・加算額 転入者30万円＋子育て世帯20万円＋認定長期優良住宅20万円



30万円＋30万円＋20万円＋20万円＝100万円

★補助金支給額 合計100万円 となります。

4. 手続きの流れ

(1) 受付期間

- 専用住宅等の取得が完了したら必要書類を揃え、下記期限内に提出してください。
- 補助申請は、代理者（＝施工業者等）でも構いませんが、委任状が必要です。

受付期間	受付場所	メニュー		受付時間
R7/4/1(火) ～ R8/3/19(木)) (先着順)	鹿屋市役所本庁 4階建築住宅課 窓口	新築住宅(建売住宅)	基本メニュー	土・日・祝日を 除く日 午前9時～正午 午後1時～5時
		中古住宅		
		転入者	加算メニュー	
		新婚・子育て・高齢者等		
		認定長期優良住宅等		
		空き家バンク		

- ※ 取得日から起算して1年以内の申請が対象となります。
- ※ 受付は先着順です、予算の範囲内で実施する事業です。
- ※ 1回限りの補助です。

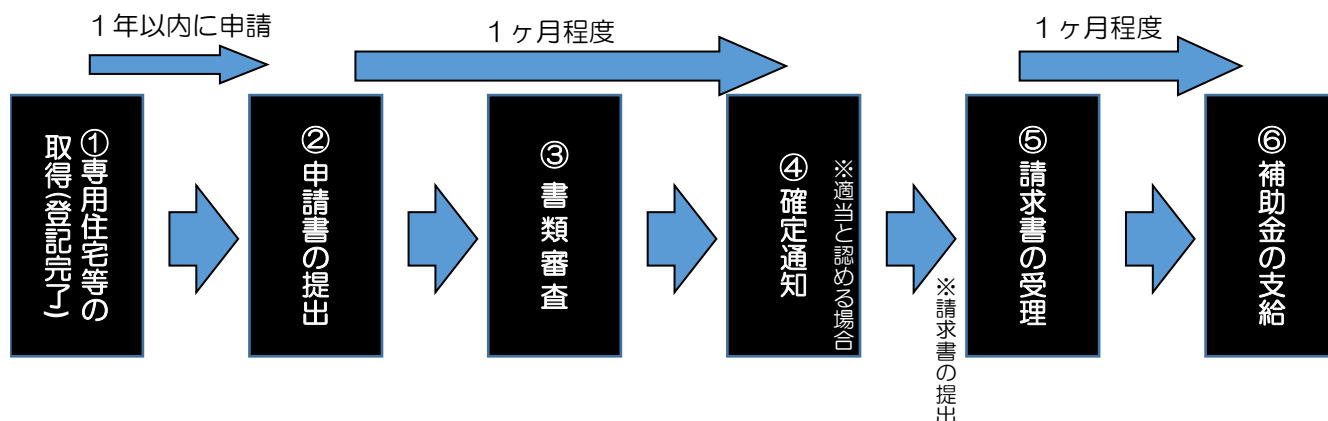
(2) 申請時に必要な書類

新築住宅（建売住宅を含む）と中古住宅の提出書類は以下のとおりです。

No.	新築住宅(建売住宅)	中古住宅
添付書類	① 補助金交付申請書(別記第1号様式)、委任状	
	② 補助対象住宅の案内図、配置図、平面図及び立面図	
	③ 補助対象住宅の建物の登記事項証明書	
	④ 補助対象住宅の全景写真(4面(東西南北))	
	⑤ 補助対象住宅の取得に要した費用の額が分かる書類(契約書、領収書等の写し)	
	⑥ 住民票謄本(続柄が記載されたもの)申請日前30日以内に発行されたものに限る。	
	⑦ 市税の滞納がないことを証明する書類	
	⑧ 定住等に関する誓約書(別記第2号様式)	
	⑨ 建築基準法第7条に基づく検査済証の写し	建築確認台帳の記載事項証明書
	(ただし、建築基準法第6条の規定により確認申請を受ける必要がない住宅については不要)	
必要に応じて添付するもの	⑩ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本	
	⑪ 身体障害者手帳、精神保健福祉手帳又は療育手帳の写し	
	⑫ 認定長期優良住宅等の認定書の写し	
	⑬	鹿屋市空き家バンク登録完了通知書の写し
	⑭ その他市長が必要と認める書類	

4. 手続きの流れ

(3) 申請の流れ



(4) 補助金の交付決定及び額の確定

① 適当と認める場合

補助金申請書提出後、市で審査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは補助金交付決定及び確定通知書（別記第3号様式。以下「補助金確定通知書」といいます。）により申請者に通知します。

② 不適當の場合

補助金申請書提出後、前項の審査の結果、補助金を交付しないことが適当であると認めた場合は、補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知します。

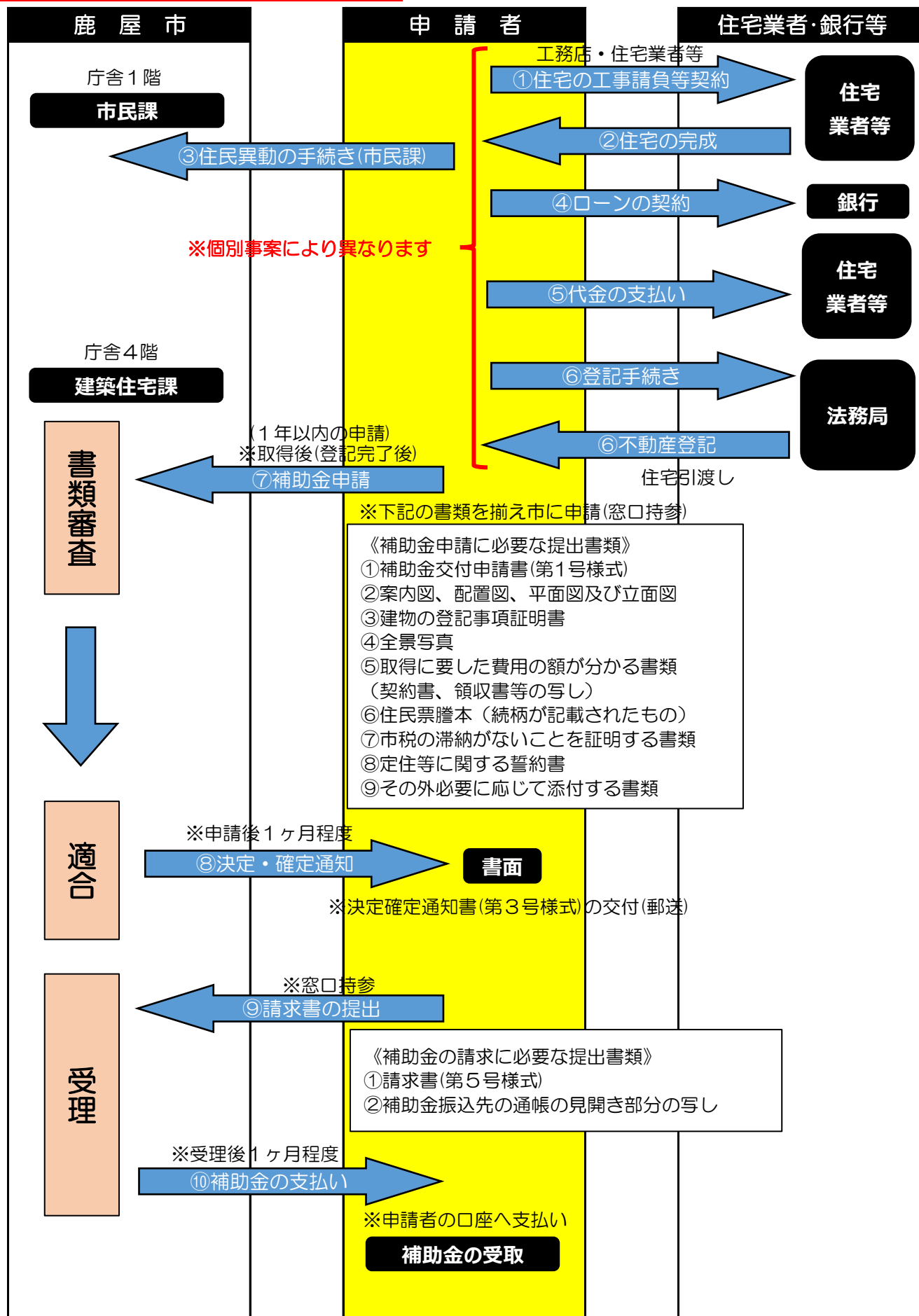
(5) 補助金の請求

補助金確定通知書が通知されたら、補助金の請求を市に行ってください。必要書類は以下のとおりです。

No.	新築住宅(建売住宅)	中古住宅
①	補助金交付請求書(別記第5号様式)	
②	振込する通帳の見開き部分の写し	

5. 申請フロー（新築住宅を建設し銀行ローンを利用する場合）

※下記申請フローはあくまで参考です。



6. 様式記入方法

(1) 第1号様式 (申請書の記入例)

別記

第1号様式 (第6条関係)

受理時窓口で記入

令和 年 月 日

鹿屋市長 中西 茂 様

申請者 住所 鹿屋市共栄町番号
氏名 鹿屋 一郎
電話番号 090-1234-5678

鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付申請書

鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金の交付を受けたいので、鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

事例) 新築住宅取得+子育て世帯+認定長期優良住宅の場合

1 交付申請額	700,000 円			
2 住宅の種類	☒ 新築住宅 ☐ 建売住宅 ☐ 中古住宅			
3 加算額の種類	☐ 転入者 ☐ 新婚世帯 ☒ 子育て世帯 ☐ 高齢者世帯 ☒ 認定長期優良住宅等 ☐ 鹿屋市空き家バンク登録住宅			
4 住宅の床面積	140.00㎡ (併用住宅の場合: 左記のうち居住部分 — ㎡)			
5 所有権保存 (移転) 登記受付年月日	令和5 年 7 月 10 日 受付			
6 住宅の居住開始日	令和5 年 7 月 10 日			
7 世帯員の構成	氏 名	年齢	生年月日	続柄
	鹿屋 一郎	51	S . . .	本人
	鹿屋 花子	48	S . . .	妻
	鹿屋 一太郎	17	H . . .	長男
	鹿屋 子	15	H . . .	長女
	鹿屋 男	12	H . . .	次男

(裏面があります。)

6. 様式記入方法

(1) 第1号様式つづき (申請書の記入例)

(裏面)

8 添付書類	☒ 案内図、配置図、平面図及び立面図 ☒ 建物の登記事項証明書 ☒ 全景写真 ☒ 取得に要した費用の額が分かる書類（契約書、領収書等の写し） ☒ 住民票謄本（続柄が記載されたものであって、申請日前30日以内に発行されたものに限る。） ☒ 市税の滞納がないことを証明する書類 ☒ 定住等に関する誓約書 ☒ 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し ☐ 建築確認台帳の記載事項証明書
9 必要に応じて添付するもの	☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 ☐ 身体障害者手帳、精神保健福祉手帳又は療育手帳の写し ☒ 認定長期優良住宅等の認定書の写し ☐ 鹿屋市空き家バンク登録完了通知書の写し ☐ その他市長が必要と認める書類

必要な項目にチェック

6. 様式記入方法

(2) 第2号様式 (誓約書の記入例)

第2号様式 (第6条関係)

定住等に関する誓約書

私は、鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金（以下「補助金」という。）の申請に当たり、次に掲げる事項を遵守することを誓約します。

また、本誓約事項に違反したときは、鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付要綱第10条に基づき補助金を返還します。

- 1 鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付申請書（別記第1号様式）及び添付書類（以下「申請書類等」という。）の記載事項に虚偽はありません。
- 2 取得した住宅は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しており、自己の責任において適正に管理します。
- 3 定住の意思をもって居住します。
- 4 鹿屋市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 補助金に関する審査の範囲内において、鹿屋市が本市における私の税情報を照会及び調査することに同意します。
- 6 居住する世帯全員が、暴力団員、暴力団関係者その他市長が適当でないと認める者ではありません。また、必要に応じて当該事実を確認するため、補助金の申請書類等に記載された内容について、鹿屋市が関係機関に照会することについて同意します。
- 7 補助事業の実施に当たり、紛争等が生じた場合は、責任を持って解決し、鹿屋市に対して仲裁を求めず、また、一切の損害を与えません。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

鹿屋市長 中西 茂 様

直筆であれば押印は
不要

住 所 鹿屋市共栄町●●番●号
氏 名 鹿屋 一郎
(署名又は記名押印)

鹿屋

6. 様式記入方法

(3) 第5号様式 (請求書の記入例)

第5号様式 (第8条関係)

鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付請求書

金 700,000 円

ただし令和 ● 年 ● 月 ● 日付け鹿建第●●号の鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付決定及び交付確定通知書に基づく鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金

上記のとおり請求します。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

押印が必要

日付から上は受理時
窓口で記入

申請者 住所 鹿屋市共栄町●●番●号
氏名 鹿屋 一郎
電話番号 090-1234-5678

鹿屋市長 中西 茂 様

振込先を記入
通帳と見比べながら正確に記入

振込先	
金融機関名	●● 銀行 信金・信組・農協・漁協・労金
支店名	●● 本店(所) 支店 支所・出張所・代理店
口座区分	1 普通 2 当座 3 その他()
口座番号	1234567
口座名義人(フリガナ)	カノヤ イチロウ

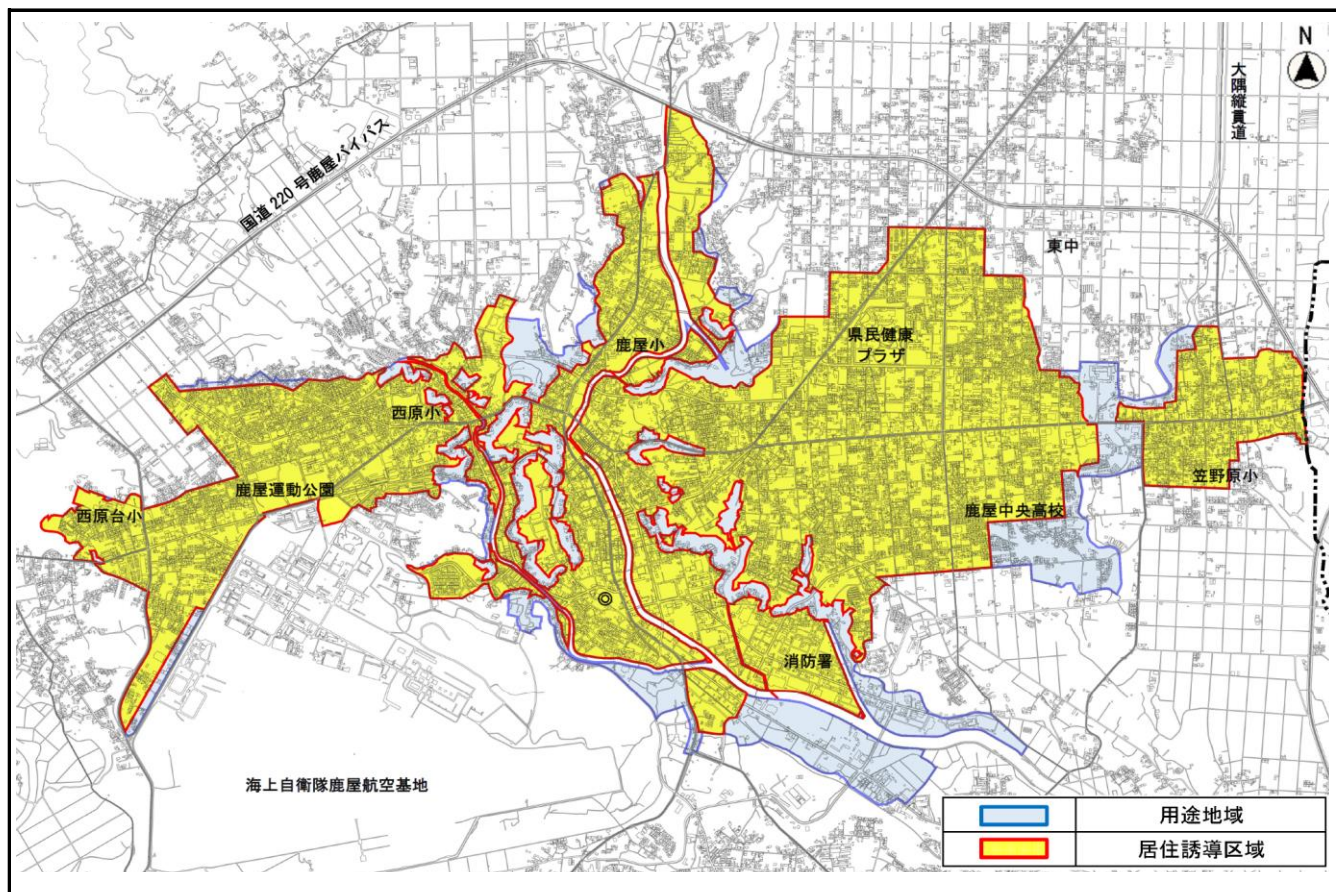
注 該当する項目に○印を付けてください。

7. 居住誘導区域内等について

居住誘導区域内等について

居住誘導区域内等については、以下の居住誘導区域と地域生活拠点維持区域があります。
詳細は、以下の資料や鹿屋市HPまっぷd eかのや、又は担当課へお問い合わせください。

(1) 居住誘導区域について



※居住誘導区域内は対象

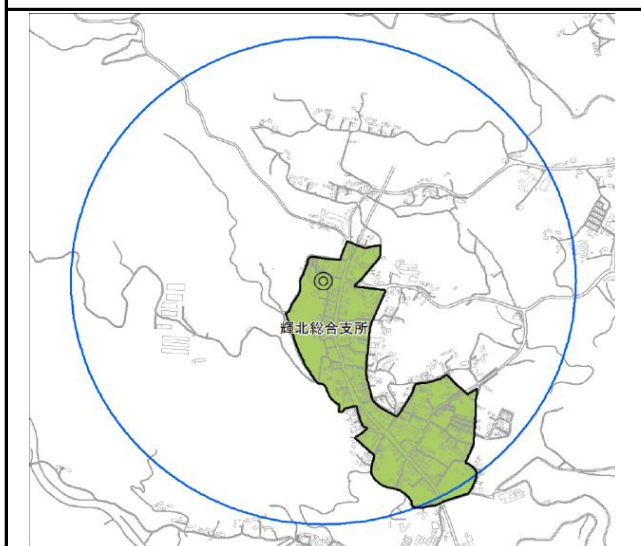
※用途地域は対象外

7. 居住誘導区域内等について

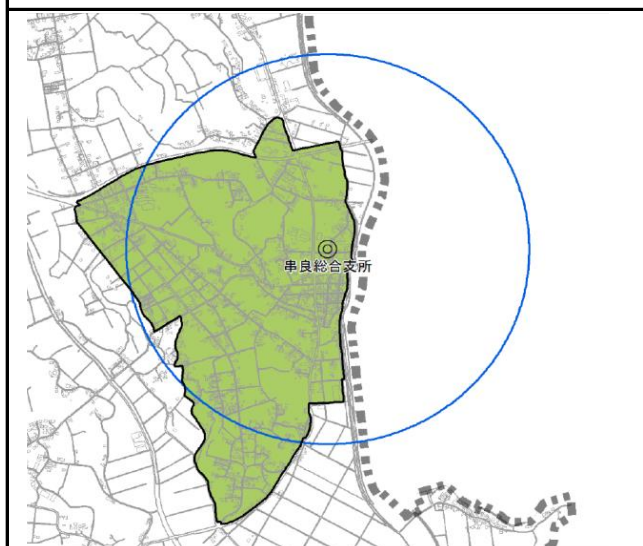
(2) 地域生活拠点維持区域について

各総合支所・出張所・小学校を中心とする地域で本市内の以下19箇所を定めています。

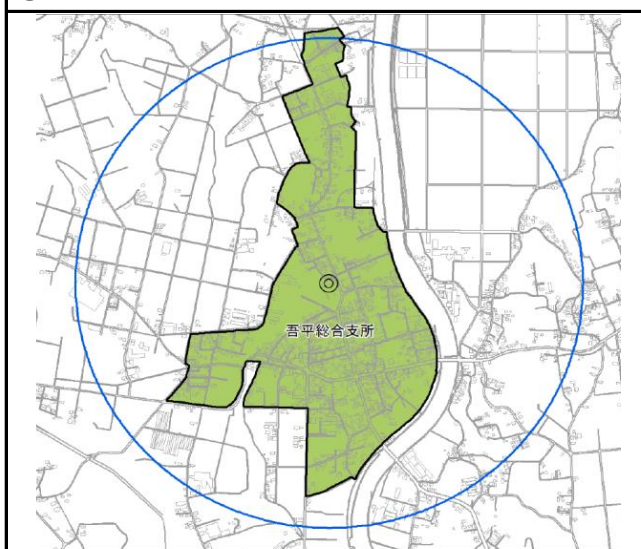
① 輝北地区



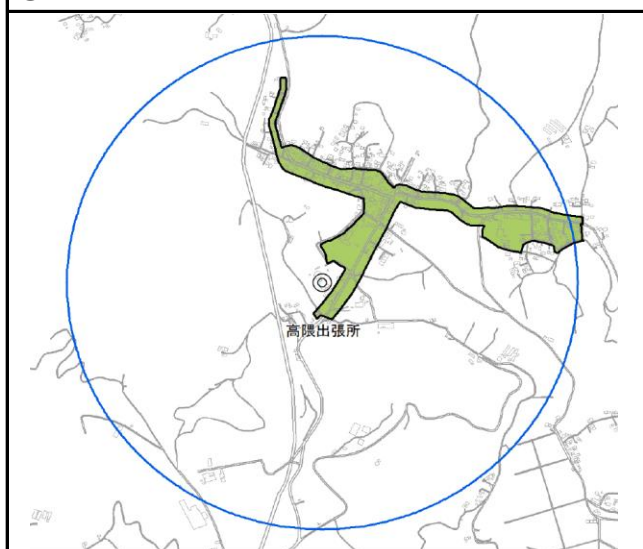
② 串良地区



③ 吾平地区



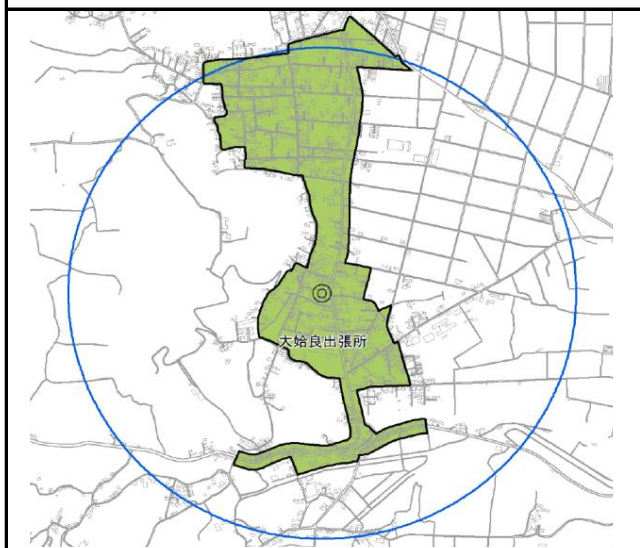
④ 高隈地区



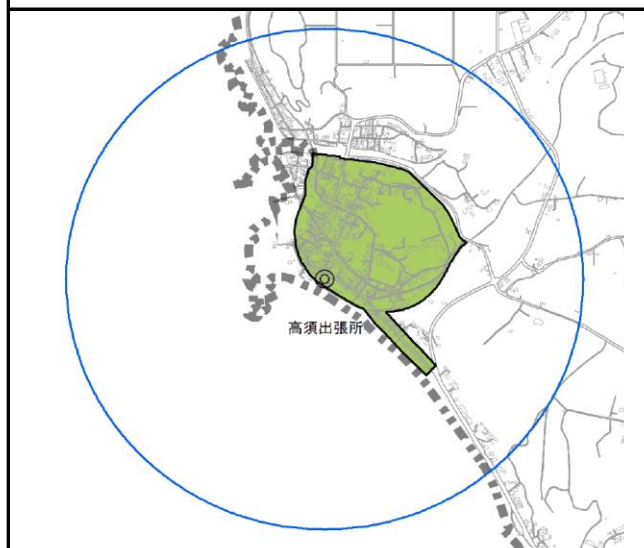
7. 居住誘導区域内等について

(2) 地域生活拠点維持区域について

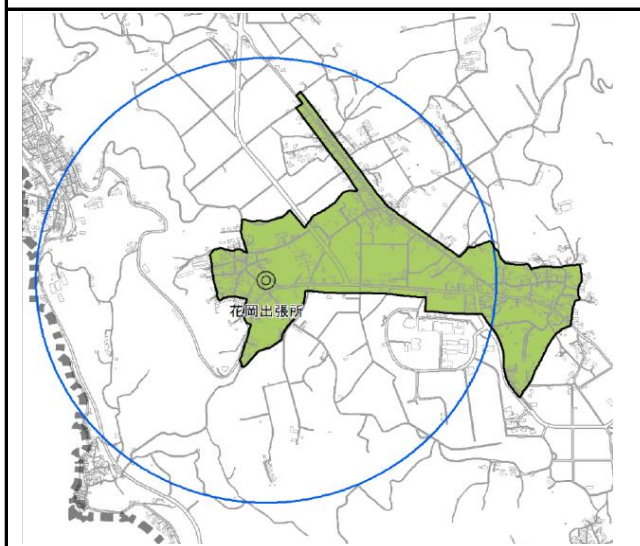
⑤ 大始良地区



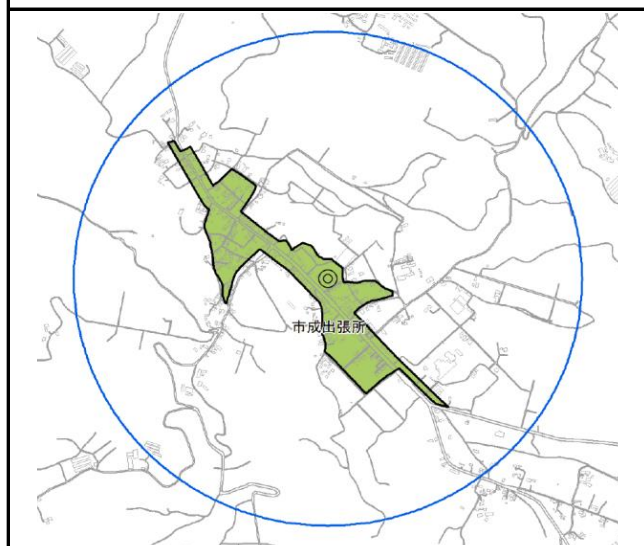
⑥ 高須地区



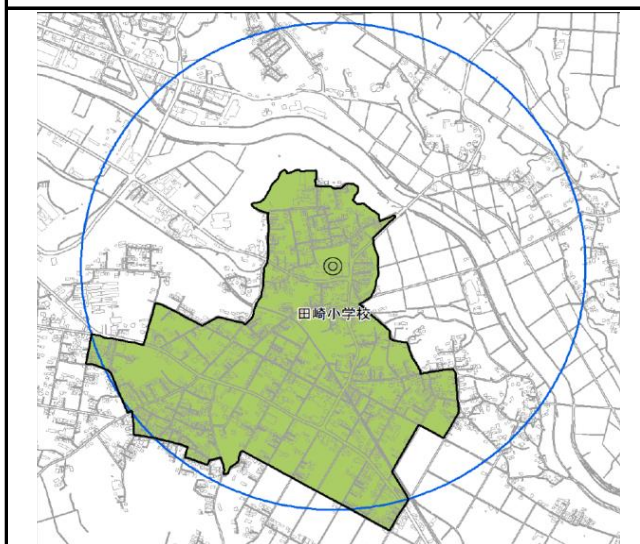
⑦ 花岡地区



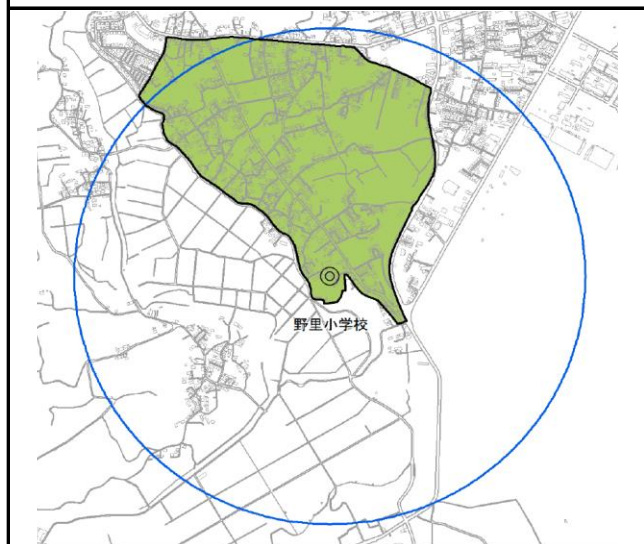
⑧ 市成地区



⑨ 田崎・川西地区



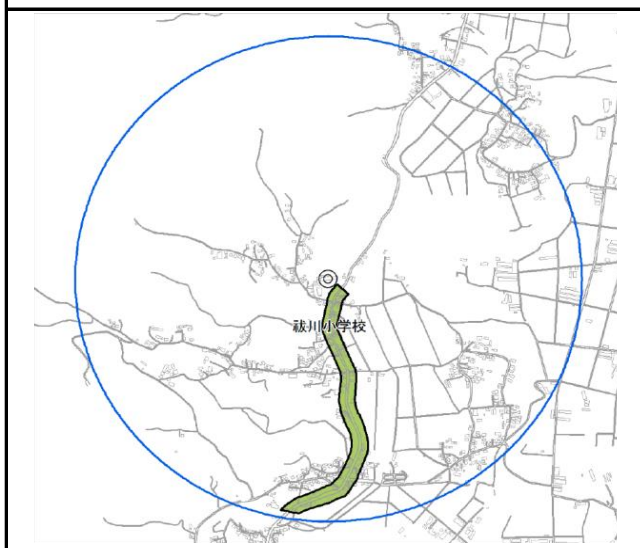
⑩ 上野地区



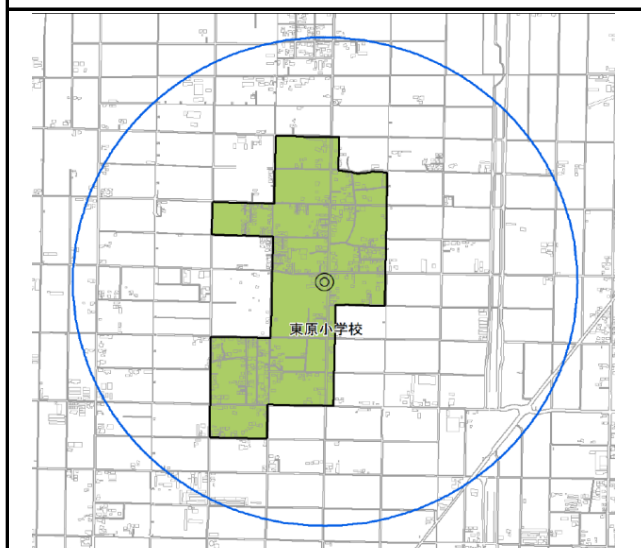
7. 居住誘導区域内等について

(2) 地域生活拠点維持区域について

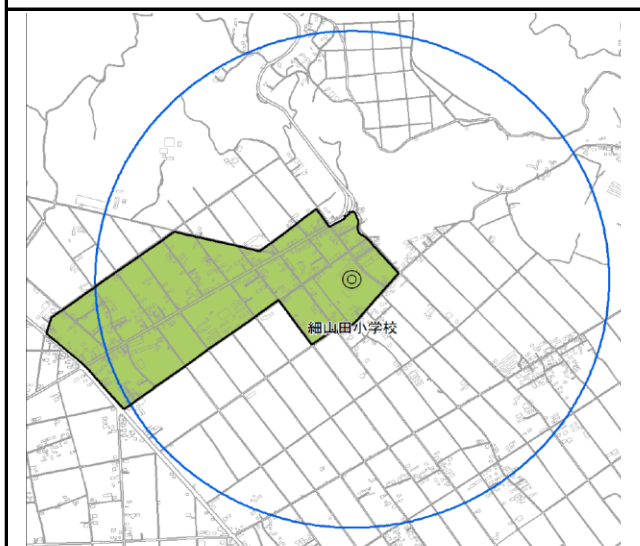
⑪ 祓川地区



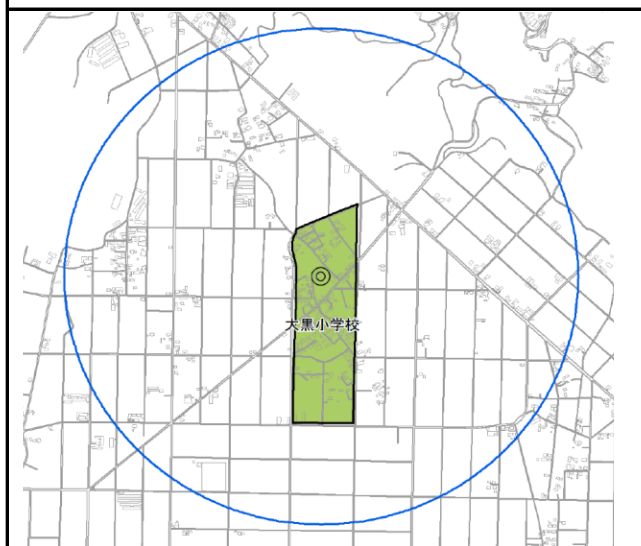
⑫ 東原地区



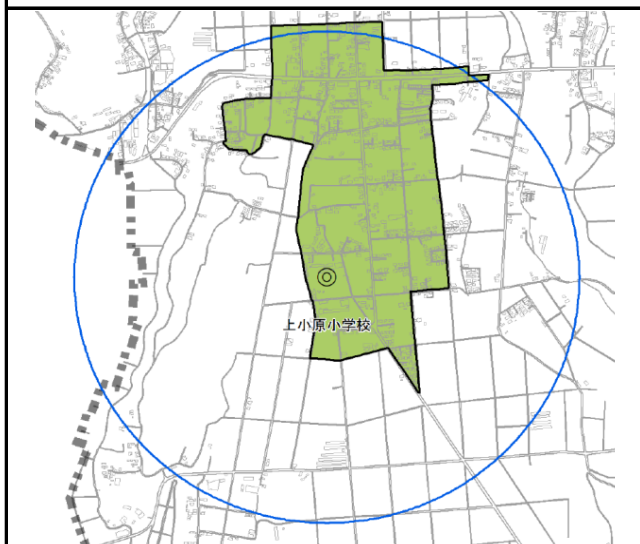
⑬ 細山田地区



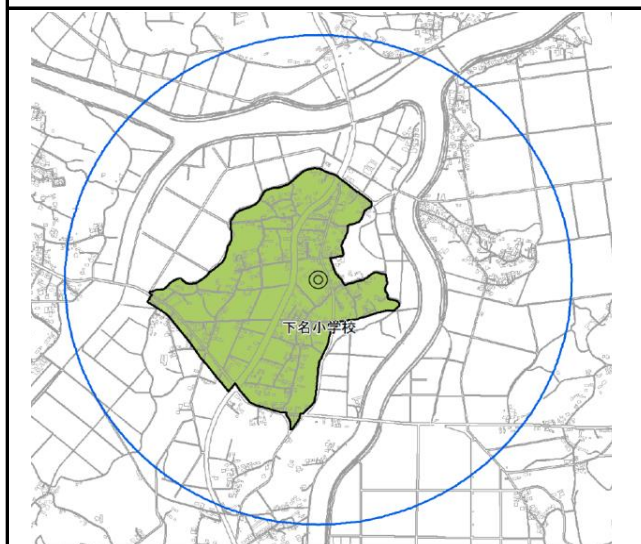
⑭ 下高隈地区



⑮ 上小原地区



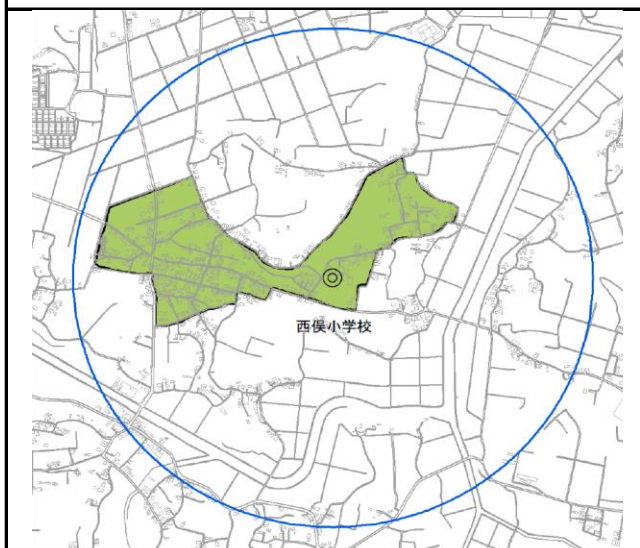
⑯ 下名地区



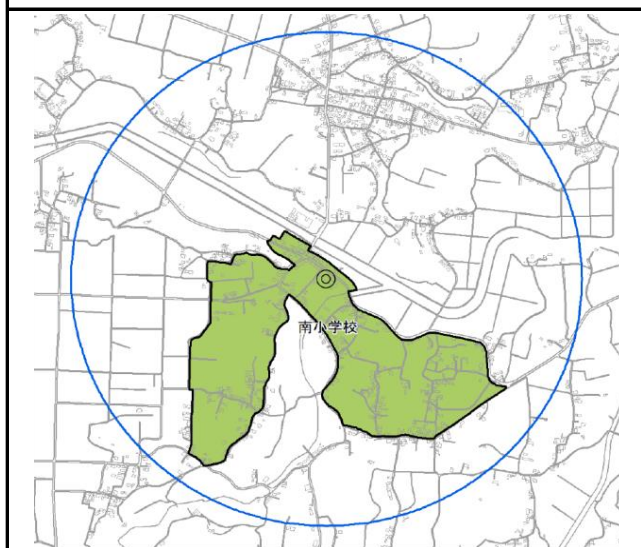
7. 居住誘導区域内等について

(2) 地域生活拠点維持区域について

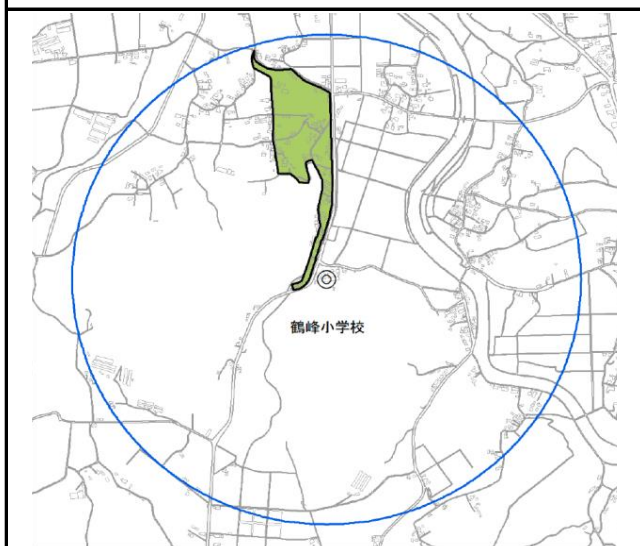
⑰ 飯隈地区



⑱ 南地区



⑲ 上名地区



8. Q&A

NO	Q	A
1	鹿屋市立地適正化計画に定める居住誘導区域内等とはどのようなものですか？	将来にわたり持続可能で暮らしやすい「多極ネットワーク型コンパクトシティ」のことで詳細は市建設部都市政策課へお問い合わせください。
2	新築住宅とは？	登記事項証明書の表題部の建築年月日から起算して1年を経過しない住宅をいいます。
3	中古住宅とは？	新築住宅以外のものをいいます。
4	個人の分譲マンションを取得する場合対象となりますか？	対象となります。
5	賃貸アパートは対象となりますか？	個人の住宅取得ではないため対象となりません。
6	申請者又は対象住宅の要件に関する基準日はいつになりますか？	補助金申請日となります。
7	居住誘導区域内等に既に所有している住宅を建て替える場合、補助の対象になりますか？	対象となりません。
8	居住地の町内会に加入しない場合対象となりますか？	対象となりますが、地域の活性化の促進を図るため居住地の町内会に加入していただくことを推奨します。
9	子育て世帯、高齢者等世帯の加算金について、三世帯住宅となった場合、子育て世帯と高齢者等世帯それぞれの加算金の合計がもらえますか？	子育て世帯に65歳以上の高齢者等世帯が同居して住宅を取得する場合、子育て世帯加算金20万円と高齢者等世帯加算金20万円の合計40万円の加算金となることが考えられます。
10	ZEH住宅は加算金の対象となりますか？	対象となりません。省エネ等の住宅で、加算金の対象となるものについては、所管行政庁の認定である、認定認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅となります。
11	申請はいつまでにすればいいですか？	住宅を取得して1年以内となります。
12	市内に転入してから申請はできますか？	すでに市内に転入していても、2年以内であり、転入前に市外へ1年以上継続して居住していた方は申請可能です。

8. Q&A

NO	Q	A
13	中古住宅を取得した場合、建築確認台帳の記載事項証明書はどこで入手できますか？	市建設部建築住宅課建築指導室へお問い合わせください。住宅の規模によっては、県大隅地域振興局所管となる場合があります。 (証明は市所管の場合、手数料が1通当たり200円必要となります)
14	都市計画区域外で住宅の新築をしていますが、建築確認の申請が不要であり、建築基準法第7条に基づく検査済証がありませんが、補助金申請書に添付が必要ですか？	建築基準法第6条第1項第4号に該当しない建築物については、当該検査済証の添付は必要ありません。
15	鹿屋市空き家バンクの中古住宅を取得した場合、鹿屋市空き家バンク登録完了通知書はどこで入手できますか？	市市長公室地域活力推進課へお問い合わせください。
16	申請件数には限りがありますか？	予算が上限に達し次第終了となります。